

※裏面をよく読んでからご記入ください。

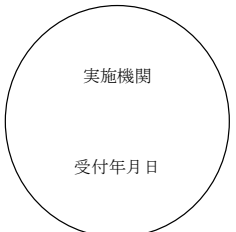
年金受給権者 受取機関変更届

令和 年 月 日 提出

届書コード	区分
8 4 1 1	

①個人番号(または基礎年金番号) 基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。				受給しているすべての年金の変更を希望する場合は下欄に✓をしてください。	変更する年金を指定する場合は以下に年金コードをご記入ください。		② 生 年 月 日						
				<input checked="" type="checkbox"/>	年金コード	年金コード	明治・大正 昭和・平成 令和	年	月	日			
					年金コード	年金コード							
年金証書記号番号(国共)		A - - - - -				※国家公務員共済組合連合会から共済年金を受給している方で、変更を希望される方は、左記に年金証書記号番号(国共)をご記入ください。							
受給権者氏名		(フリガナ) (氏) (名)				電 話 番 号 - -							
住 所	③ 郵便番号			④(フリガナ)									
				都道 府県				郡 市		区 町村			
変 更 後 の 受 取 機 関	<input type="checkbox"/> 下欄に記載する変更後の受取機関が「公金受取口座」として登録済の場合は左側に✓してください。 ※公金受取口座については裏面をご覧ください。												
	口座名義(カタカナでご記入ください)					金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄 貯蓄預金口座と貯蓄貯金口座への振込みはできません。							
						※請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。							
	1 金 融 機 関	⑧(フリガナ)			⑧(フリガナ)			⑥金融機関コード		⑨預金種別		⑩預金通帳の口座番号	
		銀行 農協 金庫 信連 信組 信漁連 信組 漁協			本店 支店 出張所 本所 支所			⑧支店コード		1. 普通 2. 当座			
2 ゆう ちょ 銀 行	⑩ 貯 金 通 帳 の 口 座 番 号												
記号(左詰めでご記入ください)					番号(右詰めでご記入ください)								

※変更後の口座番号等をご記入のうえ、金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明を受けてください。預金通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人フリガナが記載された部分)を添付される場合または公金受取口座を指定する場合は、金融機関の証明は必要ありません。



【平成27年9月以前に受給権が発生した年金の手続き】

- 受取機関変更の手続きは、受給している年金の実施機関(国家公務員共済組合連合会、お近くの年金事務所、日本私立学校振興・共済事業団等)へそれぞれ届出を行ってください。

【平成27年10月以後に受給権が発生した年金の手続き】

- 複数の年金を受給している方は、この届出により複数の年金の受取機関を変更することができますので、変更する年金の年金コードをご記入ください。なお、受給しているすべての年金の変更を希望する場合は、チェックボックスに をご記入ください。

(記入上の注意)

- ②欄の元号および⑨欄の預金種別は、該当する文字を○で囲んでください。
- 受取機関の変更は、次の年金の支払日の1か月以上前までに手続きをお願いします。
なお、変更後の新しい受取機関へ初めての支払いを確認するまでは、念のため、変更前の口座は解約しないようお願いします。

(金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明について)

次の場合は金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明は必要ありません。

○預金通帳(貯金通帳)の写しその他の預金口座を明らかにすることのできる書類を添付される場合

※預金通帳(貯金通帳)、キャッシュカードおよび金融機関が発行する書類のコピー等

※インターネット専業銀行等の場合には、インターネットからプリントアウトしたもの等

・金融機関の場合

金融機関名、支店名(支店コード)、口座番号、口座名義人フリガナ等の記載された部分を添付してください。

・ゆうちょ銀行(郵便局)の場合

貯金通帳の記号番号、口座名義人フリガナ等の記載された部分を添付してください。

○公金受取口座を指定する場合

※貯蓄口座への振込はできませんのでご注意ください。また、インターネット銀行は年金の受け取りができない銀行もありますのでご注意ください。

個人番号を記入する場合は、本人確認のための書類(マイナンバーカード両面の写し等)の提出が必要となります。

詳しくはKKR年金相談ダイヤルまたは当会ホームページにてご確認くださいませようお願いいたします。

(「公金受取口座」について(年金受取口座として公金受取口座を利用する場合))

○ 公金受取口座登録制度とは

● 公金受取口座登録制度とは、皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座とし、国(デジタル庁)に任意で登録していただく制度です。

● 公金受取口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、登録の抹消を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。

○ 年金受取口座として公金受取口座を利用する場合の注意点

● **公金受取口座の登録口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。**

⇒年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続とは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。

● 公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。

(届書の提出先)

◎国家公務員共済組合連合会(〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎)

ご不明な点は、KKR年金相談ダイヤル 0570-080-556(ナビダイヤル)

※0570におかけになれない場合 03-3265-8155(一般電話)へお問い合わせください。

※基礎年金のみを受給している方については、お近くの年金事務所へ届書をご提出してください。

(個人情報の利用目的について)

国家公務員共済組合連合会における個人情報保護法第15条第1項に規定する保有個人情報の利用目的は、次のとおりです。

- 長期給付の決定および支払
- 長期給付に関する情報提供
- 宿泊事業および医療事業等の福祉事業に関する情報提供